

第十三章 九月十三日 大震災善後会の被災地視察

九月十一日に成立した大震災善後会では八三名の委員が選出され、これら政界・財界等の有力者のなかには加藤高明、高橋是清、黒田清輝、大倉喜八郎、団琢磨、古河虎之助、近衛文麿、浅野総一郎、北里柴三郎、等々の著名人も含まれる。第一回の委員総会には内務大臣後藤新平が列席し、渋沢栄一が挨拶した。

大震災善後会第一回委員総会

大正十二年九月十五日午後一時三十分より当所に於て開会 徳川会長議長席に着き開議

徳川議長より当時までの寄付金申込の総額の件びに新たに委員依頼の件報告ありて承認

此の時後藤内務大臣の出席ありて臨時震災救護事務局の事業経過及帝都復興に關し詳細なる報告ありたり

次に後藤子爵より今回の大震災に対する寄付金は成るべく寄付者の意思にも添い又出来得る限り公平なる分配を行いたく、よつて各自の意思を発表せられたき旨を述べられたるにより、渋沢子爵は直接金銭によらず現品を以て分配するを適當とする旨を述べられたり。

渋沢子爵は本会を代表して震災救済と經濟復興とを目的として、本会の組織せられたること及今後臨時震

災救護事務所とは連絡をとりて、十分活動したき希望を述べられたるに對し、後藤内務大臣は自ら毎日出席することは困難なれども、代理者を出席せしめても差支えなく今後は充分連絡をとりて國家の為之大に活躍せんことを希望せり。

渋沢子爵より、大震災善後会寄付金募集経過並に米国人ワナメーカー氏より米貨二万五千弗の寄付ありたる旨報告ありたり

①

これら委員のうち二四名を常任として、救済部会と經濟部会の二部門は頻繁に會議を開き、救援の方策と実施を推進する。とくに青木信光を長とする救済部会では、東京市内の罹災地を視察することを十二日に決議し②、翌日から各地への調査と慰問を開始する。また、都道府県知事や各商業會議所に寄付金募集への協力を依頼するとともに、そのため副会長渋沢栄一に關西への出張を要請した。

第三回救済部会

大正十二年九月十三日、午前十時五十分開会

青木救済部長議長席につき開議

① 『東京商業會議所報』第六卷、第十号（一九二三年十一月）。二二―二三頁。

② 同書。三〇―三一頁。

決議事項

- 一、罹災地市内ハカ所を本日視察すること
- 一、罹災民の真情を聴取し其の方法は適當の箇所に投書函を設くること
- 一、今日の急務としては罹災民収容所速成の要あり尚衣服の配給を急務とす
- 一、各地よりの物資は本船に充満し居るも陸揚の設備なきを以て臨時震災救護事務局に於て機宜の措置を講ぜられたきこと

一、寄付金は救済部において使用し政府に託するが如きことは之を為さざること

右の三項は救済部の決議として会長に提出すること長

一、自力復旧罹災者を援助すること

方法イ、大工職工員等の上京の便をはかること、而して之等の者に対しては居住の便宜を与ふること

ロ、焼土の整理

ハ、救済部の根本方針を確定せんが為め委員総会の開会を求むること

一、死者収容所及鮮人の救済に関する件

右は生存者救済の方法を講じたる後之を研究すること

○災害地方視察に関する件

九月十三日午後一時より青木救済部長外部員と共に、芝浦配給所府立第一中学校、上野両傷病者救護所京橋日本橋焼跡隅田川配給司令部等市内ハヶ所を視察し其の实情を詳細調査せり、九月十六日午前十時より青木救済部長外十名、横浜震災実況の視察を為し其の实情を詳細調査したり

第五回救済部会

大正十二年九月十五日、午後三時より当所に於て開会

青木救済部長議長席につき開議

決議事項

- 一、寄付金募集の為め渋沢副会長を大阪地方に出張を煩わはすこと
- 一、在京新聞紙の広告を有償となすの件は部長に一任すること
- 一、死体埋葬のは可成一定の場所に特定すること但場所の選定は総務部に一任すること
- 一、災害に際し犠牲的行為をなせし者に対する表彰は適當なる方法を講ずる様当局に建議し尚本会に於ても之を行ふこと
- 一、救済方法は現金現品の孰れにすべきか又は兩者を併用す可きかの件は引続き之を研究すること
- 一、物価の公定相場を定むるも件は宿題として引続研究すること
- 一、道路を急速に復旧の件、本件は宿題として引続き之を研究すること

第六回救済部会

九月十七日午前十一時より当所に於て開会

青木救済部長議長席につき開議

決議事項

一、副会長中一名の出張を乞い大阪、京都、神戸、名古屋の各商業会議所会頭及知事を訪問して寄付金募集を依頼すること

一、横浜市へ木材、釘等の建築材料及器具を速に供給すべきことを当局に交渉すること

一、主要道路復旧に関する件は当局の意見を聴取したる後、適當なる方法を採用すること

一、横浜港内を速かに整理し東京方面に陸揚す可き物資をも横浜港内に於て荷役すること及海陸の連絡を速にすることを当局に交渉すること

一、東京横浜間の道路復旧を迅速にす可きことを当局に交渉すること

一、壘表廉売の申込者あり之は杉原委員より市に交渉し公設市場に於て販売せしむること ①

かくして大震災善後会では九月十三日から、徳川会長をはじめ役員・常任委員により、罹災地の被災地の視察と慰問が開始された。九月十三日と十月二日には警視庁や東京市役所の案内で上野、浅草、本所を、九月の十六日と二十日には横浜を、さらに九月の二十七日には小田原を訪問したのである。また、十月七日には傷病者を収容する池之端救療所をとくに訪問し、大惨事を惹起した本所被服廠で犠牲者を哀悼した。なお、『大震災善後会報告書』の当該項目に洪沢の名も見出されるが、おそらく高齢のため一行への参加は自重する。ただし、善後会の

① 同書。三一―三二、三四頁。

活動と別途に洪沢は十一月十七日秘書渡辺得男とともに日比谷公園のバラックを視察した。埼玉県人山口六郎次の立案による救護品支給の現状を実見するためである。①

善後会による被災地への視察

大震災被害状況の視察、罹災者の慰問を為し併せて救護状況、物資配給の実情及寄付金使途事業其他社会事業視察の為徳川会長、粕谷、洪沢両副会長、其他委員、幹事等罹災各地に出張したり其概況左の如し

一 大正十二年九月十三日（東京市内）

青木救済部長、黒田、東郷、伊東、秋田、杉原、頼母木の各救済委員其他長貴族院、原田衆議院両書記官、岡田衆議院属及内海東京商業会議所書記等の一行は警視庁衛生課員の案内にて午後一時より市内の府立第一中学校内傷病者救護所、浜離宮内避難所、上野避難所及池之端傷病者収容所に到り罹災者の収容状況を視察すると共に罹災者を慰問し又芝浦配給司令部及隅田川配給司令部において物資供給状況を、京橋日本橋両区内、浅草公園および吉原遊郭の被害状況を夫々視察し本所浅草両仮区役所に就き教護施設の状況を聴取したり

二、九月十六日（横浜方面）

青木救済部長、杉原、東郷、馬越、上山、団、黒田、秋田、伊沢の各救済委員、中村、服部両幹事其他天

宅社会局書記官、井上衆議院属、内海、吉田、岩崎の各東京商業会議所書記等の一行は正午神奈川県庁着安河内知事及渡辺市長の案内にて横浜港波止場倉庫に到り小林海軍少将より食料品陸揚の状況、港内被害の状況及市内警備方法を聴取し夫れより山下町、伊勢佐木町通の惨害を視察し最後に傷病者療養所を訪ひて慰問の辞を述べ午後三時半解団各自帰京の途に就けり

三、九月二十日（横浜方面）

徳川会長、粕谷副会長、松田、島田両委員、河井幹事其他伊藤内務省参事官の一行は午前十一時神奈川県庁着安河内知事及渡辺市長より被害並救護の状況を聴取したる後其案内にて波止場、税関構内に到り神鞭税関長より其被害状況を聴取し且視察の上山下町下町通りの被害状況を視察して横浜復興会に到り生糸取引の現状に付き原会長より詳細なる説明を聴き次て伊勢佐木町の被害状況を視察し根岸赤十字社病院及岡野町済生会病院に到り罹災負傷者の慰問を為し最後に高島町神奈川県匡済会横浜社会館の救護施設を詳細視察し午後五時帰京せり

四、九月二十七日（小田原方面）

東郷救済部委員および困貴族院属は午前六時東京発途中馬入、酒匂の両橋不通徒歩連絡の為め多大の時間を要し漸く正午小田原着足柄下郡役所、小田原町役場及同警察署を訪問し同地方面に於ける被害、救護及び物資殊に食料品、建築材料の配給等の状況を聴取且視察し午後三時同地発帰京せり

五、十月二日（東京市内）

黒田救済、阪谷経済両部長、小川、伊沢、青木、杉原、頼母木、田中、添田（敬）、鳩山の各委員、河井、中村両幹事其他塚本内務事務官及井上衆議院属の一行は東京市役所吏員の案内にて午後一時より池之端救護

所及同バラックを訪問し罹災者の収容状況を聴取し且慰問を為し夫れより隅田駅に到り木材、食料配給を視察したり 次て本所被服廠跡にて焼死者霊場を弔し午後四時解団したるか一部は更に芝浦配給司令部に到り物資ノ配給状況を視察したり ①

九月一日大震災火災が勃発するや、東京市市役所は衛生課官員と療養所所員を主体とし、臨時職員を補強して救護班を組織し、外来診察と巡回救療に着手する。市役所構内に收容した大勢の避難者にも傷病者が含まれるため、青山北町の電気局教習所を仮收容所に転用し、二日から看護と治療を開始した。さらに上野公園池之端なる平和博覧会外国館跡を七日より臨時救療所に当てる。九月一三日大震災善後会の一行が視察に訪れ、さらに二八日貞明皇后の行啓を仰いたのは、この池之端救療所である。② 東京市衛生課編纂による『東京市震災衛生救療誌』には同救護所へ派遣されたある医員の回想が収録される。

此建物は一ヶ月後に開催する万国博覧会参加三十年記念博覧会に使用する目的なりしを以て普請中の材木等尚推積し居れり。然るに今回の震災に遭い、陳列棚の硝子障子は墜落、全部破壊して雑然たる光景を呈し居るれり、其間に無数の避難民が遁れ込み、後方の建物（後の所謂本館）のほか殆ど全部に互り普請用板を

① 『大震災善後会報告書』一九二四年。四一九―四二二頁。

② 東京市衛生課編『東京市震災衛生救療誌』一九二五年。七七―七八頁。

持出して土間に並べ、筵を得たるものはそれを敷きとなし、或いは家族一緒に荷物を纏めて一戸を構えたる如く占居し居るもの幾百人と併立せり。之を臨時病院として開始するに当り館内の取片付け、避難氏の立退き等に一方ならざる手数を要し、加うるに食料品、飲料水、薬品等を得るに多大の困難を感じしを、以て閣員は各方面を奔走して之を得るに尽力せり。然るに物資不足の際にも拘わらず、急速に臨時病院としての設備を整え、最初より多数押寄せ来たりし傷病者を収容し、幸いに救急の実を挙げ得たるは関係諸係員一同の斡旋と奮闘努力に負う所大なりとす。

本建物借受けの交渉成るや衛生課に於いては直ちに臨時委員を派遣し、館内の一部を占居して救療を開始せり。時は是れ大正十二年九月七日にして、即ち大震災後三日に亘りて市中に延焼して余燼未だ消え去らず、且つ一日二百数十回の余震来たりて、不穩の流説さえ伝わり、人心極度に安定を欠き、通信交通、運輸の途絶へ自動車の外は皆徒歩に依らざるを得ざるの時なりき。

九月八日衛生課より二名の事務員、人夫を引率して出張し、大久保隔離所に収容中の患者数名を移送し来り。〔中略〕

今左に九月七日に初めて衛生課より派遣せられたる一医員の談を記し、当時の光景を叙せん。

九月七日午後三時二名の医員は看護婦二名および人夫二名に寝具用筵十枚と「東京臨時救療所」と記せる門札を担わせ、市役所より老衰患者（女）二名を伴い、貨物自動車を利用して池之端に至れり。

当時該建物前館内は数百名の避難者群居し、喧騒混乱を極め居たり。医員は直に産業協会事務所に到り来意を通せしも、当日出勤中の事務員等は未だ市当局との交渉顛末を知らずして、建物引渡しを拒絶したる故、止むをえず医員はテーブル一個椅子一脚を借受け、前面の建物（所謂前館）入口に門札を建て、避難中の傷

病者に治療を開始せり。当時は各種の団体に於いても市内到る処各所に診療所を設け、傷病者救護に尽力中なりしが、一度東京市の診療所開始せらるるや、患者は一時に此方に殺到せり。然れ共医員ら市役所より携えたる救療用の衛生材料薬品としては唯一の医筐中に使用残りのアスピリン健胃散、硝酸ビスシット、ドールフィル散其他二三の薬品と、外科用として繃帯ガーゼ脱脂綿の他唯一の外用薬品として**硼散軟膏**（ほうさん）を有せしのみなり。而も救療を乞う患者殺到して日没までに四十余名に手当を加えたり。この日市役所の吏員が当建物の向い側の旧動力館跡に診察に従事し居る医師あるを認め、人をして問わしめたるに、その人は池之端付近に住する歯科医某にして、傷病者の多数が何等の手当も受け得ずして苦悶するを見るに忍ばず、素人療治を始めたるものなりと。然るに只今市当局が救護所を設け、医員看護婦を派遣し、救療を開始せることを聞きて大いに喜び、直ちに患者全部を当所に引渡して引上げたり。之を以て見るも、如何に当時の罹災傷病者が医療を渴望し居たりしやを知るに足るべし。

日没に至りてもなお患者は来集せしも此処には燈火の設備なく、殊にさきに連れ来たる患者二名及職員の食料もなきため、ひとまず診察を中止せり。然るにこの二名の老衰患者は夜に入りても食料の配給せられざるがため、自分等を欺きて市役所内より上野の一隅に連れ出したると、怒りかつ泣き当局の不親切を詰めよる、即時市役所まで連れ帰れ、と暗中に泣き叫びて医員看護婦を苦しめしが、ようやく一看護婦の機転にて罹災民に配給せられたる握飯を貰い受けて、彼等に与え慰撫に努め漸く事なきを得たり。

医員等は産業協会事務員と交渉を遂げて差し当り本館後側の大建物を使用する事とし、久しく使用せざりし館内の塵埃硝子破片木材の屑等を少しく取り片付け、土間に筵を敷き、一枚を丸めて枕の代用として一夜を過ぎしめ、職員のみは事務所のテーブルの上に一夜を過せり。

翌八日朝医員及看護婦は約二丁隔りたる池之端七軒町松坂屋寄宿舎裏手の井戸に到り洗面し、帰途バケツに一杯の水を汲み来りて、患者に始めて飲料水を給せり。

病院開設の最初に着手すべきは病床の設備なりき。一時に多数送り来る患者を引受けて遺憾なからしむるため湘南木工所の大工を督励して急遽寝台の工事を急がせたるが、当時の館内は硝子の破片其他破壊せる物品の散乱せる中にこれら取付けの人夫等の右往左往する物音と叫び声大工作業の混雑に交り、名状すべからざる騒音を發せり。このなかに土間に筵敷のまま呻吟する傷病者は実に見るも悲惨のものなりき。然るにこの急造寝台の出来上がるに従い、順次患者を土間より移せるを以て、患者はこの粗造の寝台を当時は玉台の如く喜び合えり。該陳列台工事は患者送入に幾分先んじて進捗せるを以て、数日の後には土間に筵を敷いて睡眠せしめたる看護婦をもこの竣工せる陳列台の余裕ある場所へ上らしめ、看護の便を与える事を得たり。この陳列台ベッドはその後來館者の斎しく注目して、臨時の処置を称讃せしが、畏くも皇后陛下が行啓の際にもこれに就て御言葉を賜りたり。「中略」炊事場及職員食堂は中庭に天幕を張りてその用に当て、後日にいたり博覧会当時の旧料理場を改造して炊事場となし、食堂はバラック式の建造に取掛りしも竣工に手間取りて、十月三一日迄職員は不便を忍びて天幕内に半立食の状態を継続せり。

食料品は最初玄米の握飯を与え、ついで半搗米に代えたり。但し患者に対しては一般罹災者よりも速やかに玄米を中止することに努めたるも、多数患者に配すべき食器の供給不足なりしたため、握飯として与えるより外なかりしも、十一月二十日に至り珓瑯引皿六百枚を得て、飯を盛り渡すことを得、更に十二月四日井一千個配給せられしより爾来飯菜とも食器に盛りて供給することに改めたり。

①

他方横浜については九月十六日と二十日善後会一行の視察がなされ、横浜港の被害や市街中心部の惨状が確認される。救済事業の範囲と対象が拡大されるにつれて、翌年の三月にも徳川会長など役員が横浜に赴き、病院、授産所、託児所等を訪れた。② 『大震災善後会報告書』には救護対象の一端として横浜市関連がつぎのように記載される。

横浜市の産院および託児所への救護

本会より横浜市に対し震災救護資金として交付したる金額は第一回十五万円、第二回十万円計二五万円にして同市に於いては第一回分十五万円の内万円を産院建設費に四万五千円を職業補導建設費に、二万円を託児所ニヶ所建設費に又第二回十万円は其内三万二八六円を労働合宿所建設費に、二万九七一四円を公衆集会所建設費に、其残額四万円は婦人授産所建設費に夫々充当したり斯くて此等震災救護及復興事業を遂行して孰れもいづれも良好の成果を収め得たり。事業の経過及成績の主要左の如し

(一) 産院建設 大震災の恐怖が妊婦の肉体上及精神上に与えたる影響は妊婦自体に留まらずして其の胎児

① 『東京市震災衛生救療誌』八六一―九一頁。

② 『大震災善後会報告書』四二五―四二七頁。

に迄及びたる所至大なるものあり。而して災後病院の再興遅々として進まざるのみならず妊産婦を収容すべき施設乏しくして罹災の産婦はバラック内にて産褥の呻吟を訴えるもの漸く多くを見る。ここに於て之が救済のため産院建設の計画を樹て本会交付金の内七万円を之に充當して建設費に二万八八五〇円を、其他事業費に其の残額を支出したり。該産院は市の経営に係り横浜市産院と称し同市西戸部町小松原七二一番地に在り。胎児及母性の保護を目的とし罹災民保護の一助たらしむ。建物は木造平家建坪一四五坪、病室十室其他事務室、患者控室、診察兼医務室、調剤室、宿直室、看護婦控室、浴室兼洗濯所、隔離室、屍室、消毒室、賄室、手術室等各一室あり。職員は院長、医長、事務長、事務員、薬剤員各一名、助産婦三名、看護婦二名にして外来診察、入院診療の二種とし入院料を徴せず食費薬価等一切無料とす。

大正十三年四月七日開院、漸次入院者及外来診察者増加を來したるが殊に八月には満員の為め入院希望者を拒絶するの止むなき状況なりき。而して入院者中には比較的異常産或いは分娩の容易ならざる徴候ある妊婦多数に上り、又婦人科病者の診察を乞う者に対しては特に之が診察を為したり。尚当初は全然無料にて診療せしも、漸次復興の域に達し、一般家庭にありても家計の状態恢復に向いつつあるを以て、十月以降は特に家計困難なる罹災者に限り、其他は食費を自弁せしむることとせり。将来は該病院を同市立十全病院に付属せしめ、追つて婦人科を併置し、相当治療料を徴収することとして永続経営の方針なり。〔中略〕

(三) 託児所ニケ所建設 少額収入者の子を預り、其父母をして後顧の憂なく労働に従事せしめ、且子女に充分なる知育及体育を授けるため、同市は震災前より富士見町及中村町のニケ所に託児所を設置し爾來相當の成績を挙げ來りしが、今回の震災に因り建物一切を烏有に帰せしめたり。然るに廢墟に等しき同市の市民生活は極度に窮迫し、バラック住宅に於ける罹災民子女の健康状態は著しく低下し、其死亡率は漸次増

加の傾向を示すに至り、しかも一面において同市の復旧は罹災民に直面せる事業としていやしくも働き得る者は奮然として立ち働かざる秋に際会せり。是等人々の就業上支障となるべき乳幼児の受託保育は児童の健全なる發育を全からしむると共に、働く者に対し面接したる刻下の緊要事たりき。よつて右ニケ所の復興を企画し、本会交付金の内二万円を以て其経費に充當し其建設費に一万六二〇〇円を、其残額を事業費に支出したり。該事業は市営に係り市内居住者の学齡未滿の幼児及生後六ヶ月以上の乳児を受託し、午前六時より午後六時迄保育四名、事務員一名を以て保育及業務に當たらしむ。而して一般幼稚園の課程に準じ之を訓育し、其科目は遊戯、唱歌、談話、手技等なり。

① 中村託児所 同市中村区住宅敷地内に在り、建物建坪九十坪にして内十二坪の露台あり。遊戯室は戶外運動場の中央に面し児童の内外運動に適せり。玄関の右側に事務室、食堂、午睡室を設け、左側に保育室、湯沸室、浴室を備えたり。大正十三年一月其付近なる堀内町宝生寺の一部を借受け事業を開始す。其當時に於ては市の状態復旧せず、児童を委託するもの極めて少数にして僅かに四十名内外なりしも三月に至りては七十名となり、漸次増加の傾向を示すに至れり。中村町の建築竣成を待て六月一日之に移転し、設備の完成とあいまって児童の収容力を増加し今日に及べり。

② 富士見町託児所 同市富士見町一丁目三番地に在りて建物は六三坪余の木造平家建なり。大広間の遊戯室の前には広き空地を控え戶外遊技場と相まって児童の運動に便せしむ。他に事務室、保育室、寢室、食堂、小使室等の設備あり。廊下及湯呑場は可及的広き設備を為し、屋内自由運動に注意を払いたり。大正十三年三月二一日復旧建築落成と同時に開所す。其當時託児数も僅々二、三十名なりしも四月に至りて五十名、六

月に至りて六十名と漸次増加し、良好の成績を挙げつつあり。

①

初出 二〇二三年十二月十四日

① 『大震災善後会報告書』一七二―一七四、一八三―一八五頁。